

わかよし～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、わかよし～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、東みよし町補助金交付規則(平成18年東みよし町規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 東みよし町における地域課題の解決及び地域の魅力向上を実現するために、若者が地域と協力しながら、新たな地域活性化事業を立ち上げることに支援助成を行う事業(以下「事業」という。)である。事業を通じて、若者発信で、地域に愛され、持続的な、魅力ある、ユニークな、新しい取り組みが生まれ、若者から高齢者まで地域コミュニティの輪が広がることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、町内に住所を有し、かつ、応募時点で49歳以下の者が3人以上で構成される団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 同一人物による複数の応募団体への登録があるもの
- (2) 同一団体からの複数の応募提案のあるもの
- (3) 法人格を有する団体(NPOなどの非営利法人を除く)
- (4) 営利事業を主目的とする団体
- (5) 政治又は宗教に関わる団体

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、東みよし町の地域課題の解決及び地域の魅力向上を実現する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金交付の対象としない。

- (1) 主たる効果が東みよし町外で生じるもの
- (2) 利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (3) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業に係るもの
- (4) 政治、宗教、選挙又は営利を目的とするもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (6) その他町長が不適當であると認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の実施に係る総事業費から次に掲げる経費を除いたものとする。この場合において、町、国、県その他の団体から補助対象経費に対し助成金を受けているときは、補助対象経費から当該助成費を除いたものとする。

- (1) 食糧費(軽微なものは除く。)
- (2) 賞品及び景品
- (3) 団体構成員に係る人件費及び交通費

- (4) 総事業費の10パーセントを超える額の消耗品費及び事務費
- (5) 団体の運営に要する経費（間接経費、整備した施設等の維持管理に要する費用）
- (6) 事業に関連のない物品の購入
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、上限100万円とし、審査委員会にて決定する。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（応募申込）

第7条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、コンテストを受ける前に次に掲げる書類を町長に提出し、補助対象事業について審査を受けなければならない。

- (1) 応募申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 定款又は規約

（審査委員会の設置）

第8条 町長は、公正な補助金交付を期するため、わかよし～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、学識経験者、まちづくり実施者等をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、副町長をもって充て、委員長は、委員会の事務を総括する。
- 4 委員長は、必要に応じて関係機関等に対し、意見を求めることができるものとする。
- 5 町は、審査委員に対し、謝金を予算の範囲内で支払うものとする。

（選考方法）

第9条 事前申請にて受け付けた補助対象事業は委員会が実施するコンテストによって選考する。

2 前項の規定に加え、次のいずれにもよって選考されるものとする。

- (1) 公平性を確保するためコンテストは、一般公開で実施する
- (2) 委員会は一人100点の持ち点とし、別表1に定める配点で審査する

（選考基準）

第10条 補助対象事業の選考基準は、別表に定める。

（選考結果）

第11条 委員会が採点した点数の上位の事業から順に採択し、予算の範囲内で補助する。なお、委員会における採点の平均が60点以下の事業については不採択とする。

（選考結果の通知）

第12条 委員長は、選考結果に委員会の意見を付して、申請団体に通知しなければならない。

（交付の申請）

第13条 申請団体は、前条の規定による通知を受けた後、通知内容を反映した次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第4号）
- (2) 事業計画書（様式第5号）
- (3) 収支予算書（様式第6号）

(申請書の提出期限)

第14条 申請団体は、選考結果の通知を受けてから事業に着手する日までに、交付申請書を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第15条 町長は、交付申請書が提出された場合は、委員会による事前の審査結果に基づき、補助対象経費及び補助金の額を決定し、速やかに交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(概算払の交付申請)

第16条 申請団体は、補助対象経費の8割まで概算払申請することができる。概算払いの交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第4号)の該当欄に記入し町長に提出しなければならない。

(事業の変更)

第17条 補助金交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、事業計画を変更しようとするときは、事前に町長の承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第18条 交付決定団体は、事業を中止しようとするときは、事前に町長の承認を受けなければならない。この場合において、交付決定後に事業に要した費用については、交付決定団体の負担とする。ただし、気象条件、災害その他意思に基づかない不測の事態により中止する場合であって、交付決定団体において既に執行済み又は執行が確定している経費について町長が補助対象経費と認めたときは、前2条及び次条の規定を準用する。

(実績の報告)

第19条 交付決定団体は、事業が完了したときには、次に掲げる書類を速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業報告書(様式第9号)
- (3) 収支決算書(様式第10号)
- (4) 補助対象経費の支払が確認できる書類(領収証等の写し)
- (5) 事業実施写真等
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第20条 規則第12条に規定する補助金の額を確定したときの通知は、わかよし～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第21条 前条の通知を受けた者が行う補助金の交付請求は、わかよし～東みよし町タウンデザインコンテスト～事業補助金交付請求書(様式第12号)により行うものとする。

(決定の取消し)

第22条 町長は、第15条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第14条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は取りやめをしたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、補助金の交付の決定を取り消すべき事由が生じたと町長が認めるとき。

(補助金の返還)

第23条 町長は、前条の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、規則第15条の規定により、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(活動内容の発表)

第24条 交付決定団体は、町長の求めに応じ、報告会等で活動内容を発表するものとする。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第9条、第10条関係）

選考基準	配点
(1) 実行性…本事業の趣旨を理解し、若者が中心となった活動を行っているか	(1) 20点
(2) 計画性…事業の実施に関して、適切な計画及び経費の算定ができているか	(2) 20点
(3) 独自性…アイデアに富んでおり、若い視点からの活動であるか	(3) 20点
(4) 社会性…地域の課題やそれを取り巻く現状を把握し、解決に向けた活動であるか	(4) 10点
(5) 成長性…継続可能であり、今後より良い形で活動可能なものか	(5) 10点
(6) 波及効果…地域の魅力向上や交流に繋がる活動であるか	(6) 10点
(7) プレゼンテーション力…魅力的かつ分かりやすい活動の説明ができたか	(7) 10点

附 則

この告示は、令和5年3月17日から施行する。

様式 略